

第8回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 令和6年2月26日（月）午後1時58分
閉 会 令和6年2月26日（月）午後2時25分
場 所 市役所おもや4階A401会議室

2 会議録署名委員

- 19番 榎本重雄 委員 20番 松村昌治 委員
11番 市川耕作 委員（会長）

3 出席委員

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 糟谷嘉孝 委員 | 2番 千金楽千詠 委員 |
| 3番 住崎岩衛 委員 | 4番 菊池伸明 委員 |
| | 6番 平田佳子 委員 |
| 7番 小牧直子 委員 | 8番 土屋真理子 委員 |
| 9番 堀江昭夫 委員 | 10番 高橋規実代 委員 |
| 11番 市川耕作 委員 | 12番 戸井田昭次 委員 |
| 13番 吉野英治 委員 | 14番 高木一郎 委員 |
| 15番 澤井正 委員 | 16番 朝倉直樹 委員 |
| 17番 石坂成雄 委員 | 18番 大室正行 委員 |
| 19番 榎本重雄 委員 | 20番 松村昌治 委員 |

4 欠席委員

- 5番 市川光 委員

5 議 長

- 11番 市川耕作 委員（会長）

6 事務局（説明員）

- 高野和夫局長 加藤泰幸主査 榎澤有一事務職員 原口幸代事務職員

議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について (農地法第4条関係)
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について
(農地法第5条関係)
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 第6号議題 都市農地の貸借に係る事業計画の認定について
- 9 その他
 - (1) 生産緑地地区の制限解除について ……資料No. 1
 - (2) 2月度活動報告について ……資料No. 2
 - (3) 次回の総会開催日
日 時 令和6年3月21日(木) 午後2時から
場 所 市役所おもや2階A201会議室
 - (4) その他

午後1時58分開会

○議長（市川委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今より第8回府中市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、5番、市川光委員さんから、都合により欠席の連絡が入っております。

出席者の人数は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを、ご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合によりまして、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例によりまして、議席の順番に指名させていただいてよろしいでしょうか。（「異議なし」の声）

ご異議がないようですので、今回は19番、榎本委員さん、20番、松村委員さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします

また、今回も会議の時間短縮に心がけたいと思いますので、議案の説明は、事前にお配りしている説明書をお読みいただいていると思われることから省略し、委員さんの報告からお願いしたいと思います。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第1号議題の説明文

第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項、届出者は、南町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、南町〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計7筆、1,890.95平方メートル。届出書が到達した日は令和6年1月31日、転用の目的は共同住宅2棟及び専用住宅3棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

第2項、届出者は、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は、本宿町〇の〇〇の〇、343平方メートル。届出書が到達した日は令和6年2月14日、転用の目的は専用住宅となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は松村委員さんにお

願っています。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第4条関係。

第1項の現地の確認は朝倉委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は松村委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） では、第1項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、現地を確認したところ、ずいぶん前から整地がされていまして、現状盛土も終了して、道路も入って、中に家を建てるだけの状態となっていて、問題ありませんでした。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして第2項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、現地の確認は2月23日に行って来ました。以前ここはハウスが建っていたのですが更地になっていて、両隣の境界線に万年塀あって、それを撤去しないと住宅を建てられないということで、いまその撤去作業中でした。特に問題ありませんでした。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。何か質問やご意見はございますでしょうか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項の報告を了承することにいたします。

それでは、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は6件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第2号議題の説明文

第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇、譲渡人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇、〇、〇、〇〇、〇〇の合計6筆、1.284平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年1月16日、転用の

目的は建売住宅9棟となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は戸井田委員さん
にお願いしています。

第2項、譲受人は渋谷区恵比寿西〇の〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、
代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は住吉町〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は
四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇の合計2筆、716平方メートルで所有権の移転で
す。届出書が到達した日は令和6年1月29日、転用の目的は建売住宅6棟と
なっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。

第3項、譲受人は第2項と同じ〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、譲渡人は住吉町
〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、
568平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和6年1月
29日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

10ページの案内図は当該地を示しており、当該地は第2項の南側に位置し
ています。

11ページの案内図は第2項第3項合せて開発しますので、その全体図とな
っております。以上の第2項第3項の現地の確認は澤井委員さんをお願いして
います。

第4項、譲受人は相模原市緑区下九沢〇〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は
小金井市貫井南町〇の〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、新町〇の〇〇の
〇〇、畑、27平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は令和
6年1月30日、転用の目的は敷地延長となっています。

13ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さん
にお願いしています。

第5項、本件は使用貸借権の設定で、使用借人は川崎市多摩区登戸〇〇〇〇
の〇、〇〇〇〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸人は西府町〇
の〇〇の〇〇、〇〇〇、土地の所在は、西府町〇の〇〇の〇〇、414平方メ
ートルで権利の設定期間は永久となっています。届出書が到達した日は令和6
年2月9日、転用の目的は専用住宅建築となっています。

15ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は市川光委員さん
にお願いしています。

第6項、譲受人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は宮西町〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、土地の所在は、白糸台〇の〇〇の〇、857平方メートルで所有権の移転です。届出書が到達した日は、令和6年2月13日、転用の目的は建売住宅8棟となっています。

17ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項の現地の確認は戸井田委員さんをお願いしています。

第2項、第3項の現地の確認は澤井委員さんをお願いしています。

第4項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

第5項の現地の確認は市川光委員さんをお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となり、その連絡の際に、現地確認の時には、ねぎ、大根等が栽培されていましたが、ご息の家を建てるということで、問題ないとの連絡を受けております。

第6項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、戸井田委員さん如何ですか。

○委員（戸井田委員） はい、5ページから6ページ、整地が終わり重機も入っていて、特に問題ございません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。それでは、第2項、第3項、澤井委員さん如何でしょうか。

○委員（澤井委員） はい、2月1日に現地の確認に行って来ました。7ページから10ページ。隣り合わせの土地なのですが、整地もされ、道路が通って、すぐに建物が建てられる状況になっていました。特に問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続いて、第4項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、なんら問題ありません。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第5項については先ほど事務局より報告のあった通りです。

続きまして、第6項について、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、資料の16ページ、17ページになります。2月19日に確認に行ってきた。16ページにある通り現況雑種地ということで、ひざ下までの雑草が一面に生えておりましたが、宅地に転用することですので、問題ありません。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項から第6項について、他にご意見等ございますか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、第2項、第3項に関係しまして、こちらは併せて開発する予定なのですが、11ページに全体の計画図を載せました。真ん中の道の部分については、本日農転が出されましたので次回の農業委員会に報告させていただきたいと思えます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項から第6項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第6項は証明することにいたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。証明申請の件数は1件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第3号議題の説明文

第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。

申請者、相続人、是政○の○○の○○、○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○○。特例適用農地は是政○の○○の○、○、○、○○の○、○、○○の合計6筆、田と畑を合せて1,958平方メートル。

19から21ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、22ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、第3号議題、相続税の納税猶予に関する適格者証明について。

第1項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、吉野委員さん如何でしょうか。

○委員（吉野委員） はい、2月16日に現地確認に行っておりました。22ページに案内図が載っています。下の方はブルーベリーが3本くらいと野菜が植わっていて、あとハウスが2棟シイタケの菌床栽培を行っていました。上の方は、ハウスが2棟あってシイタケの菌床栽培を行っていました。問題ないと思います。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項は証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明申請の件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第4号議題の説明文

第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は、白糸台〇の〇の〇、〇の合計2筆、畑、600平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、緑町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、農業の主たる従事者、同所、〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は、緑町〇の〇〇の〇〇、〇〇の合計2筆、畑、1,135平方メートルの内907.89平方メートル。

24ページに移りまして、第3項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。

申請者、押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、白糸台6の40の39、〇〇〇〇〇、農業の主たる従事者、押立町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、買取り申し出生産緑地は、押立町〇の〇〇の〇〇、田、501平方メートル。

25、26ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、27ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

28、29ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、30ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

31、32ページは〇〇氏から提出された証明申請書、買取り申し出生産緑地の明細書で、33ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項の現地の確認は石坂委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は菊池委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（市川委員） はい、第1項、石坂委員さん如何ですか。

○委員（石坂委員） はい、27ページになります。先日現地確認に行つて参りました。草が花を咲かせてはいましたが、特に問題ないと思ひます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第2項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、30ページの地図になります。ご自宅の周りの農地として、いつもきれいにされていて、なんの問題もないと思ひます。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第3項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、33ページに当該地が載つておりますが、今のところ柿の若い苗木が植わつておまして、もったいないなと思ひましたが、特に問題ないと思ひます。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項は証明することにいたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明申請の件数は3件です。事務局から現地確認の委員さんの報告をお願ひします。

第5号議題の説明文

第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。

第1項、次の者が令和3年3月26日から令和6年1月15日まで、引き続き農業経営及び引き続き認定都市農地貸付け等を行っていることを証明する。

申請者、若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、引き続き農業経営を行っている土地の所在は、若松町〇の〇〇の〇、〇。引き続き認定都市農地貸付け等を行っている土地の所在は、若松町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇で、合計5筆、畑、2,790.20平方メートル。

35ページに移りまして、第2項、次の者が令和3年1月5日から令和6年2月6日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は小柳町〇の〇〇の〇、〇、〇の〇の〇、〇の一部、〇、〇の〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇〇の〇、〇、〇〇、〇の〇〇の〇、〇の合計15筆、田と畑を合せて6,685平方メートル。

第3項、次の者が令和3年1月26日から令和6年2月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、是政〇の〇の〇、〇〇〇〇〇、土地の所在は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の〇、〇〇の合計4筆、畑、1,549.10平方メートル。

36から38ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、野菜を栽培する一方、農園用地貸付けを行っています。

39、40ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

41、42ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、お米、各種野菜を生産しています。

43、44ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

45、46ページは〇〇氏から提出された証明願、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。47ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

〇事務局（原口事務職員） はい、会長、第5号議題、引き続き農業経営を行って

いる旨の証明について。

第1項の現地の確認は大室委員さんをお願いしています。

第2項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

第3項の現地の確認は吉野委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、大室委員さん如何ですか。

○委員（大室委員） はい、現地確認を2月24日、土曜日に行って参りました。資料は34～40ページになります。ネギとブロッコリー等5種類以上の野菜が植えられており、計画的に管理されており問題はありませんでした。もう一つの市民農園の方ですが、それぞれの区画に作物が栽培されて管理されているので、問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第2項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、43から44ページになります。43ページの上、下、2か所とも、キャベツとブロッコリーが植わっております。また、44ページの上の方は、ブロッコリーが植えてある他、一部にハウスがありまして、ハウスの中は小松菜、長ネギ、下の方にはタマネギ、ネギ、白菜、キャベツと色々と栽培されておりました。全てがよく管理されており、全く問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。続きまして、第3項、吉野委員さん如何でしょうか。

○委員（吉野委員） はい、2月20日に現地確認に行ってきた。案内図47ページです。上の方はトラクターで整地されておりました。下の方はハウスが2棟、その中に大根、白菜、ニンニク、タマネギ等が植えられていて、問題ないと思います。以上です。

○議長（市川委員） 他に、ご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項から第3項は証明することにいたします。

次に、「第6号議題 都市農地の貸借に係る事業計画の認定について」を議題とします。認定申請の件数は2件です。事務局から2件の現地確認の委員さんの報告をお願いします。

第6号議題の説明文

第6号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

今回は、2件ありまして、この2件について都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、認定申請があった別記事業計画を審査し認定するものです。

49ページをご覧ください。

第1項、別記、1の申請者の使用借人は是政〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇、使用貸人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇。

2の土地の所在等は押立町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計5筆、田、2, 126平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間となっています。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、2, 092平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計4, 218平方メートル。

50ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、51ページの認定申請書の事業計画3「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目3は、55ページの一番下の6「周辺地域との関係」。

予備審査の項目4は、54ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と55ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

56ページの案内図は当該地を示しております。

57ページに移りまして、第2項、別記、1の申請者の使用借人は白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、使用貸人は白糸台〇の〇の〇、〇〇〇。

2の土地の所在等は押立町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、田、829平方メートル。権利の種類は使用貸借権、権利の設定期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までの5年間となっています。

3の使用借人又はその世帯員等が所有権等を有する農地の状況は、8, 368平方メートル。

4の使用借人又はその世帯員等が権利を取得した後の農地の状況は、合計

9, 197平方メートル。

58ページに移りまして、事業計画の認定に際しての予備審査につきましては、項目2の認定要件の予備審査において、いずれも適としております。

認定要件の予備審査の項目1と2は、61ページの認定申請書の事業計画3「都市農地における耕作の事業の内容のイ」。

予備審査の項目3は、63ページの一番下の6「周辺地域との関係」。

予備審査の項目4は、62ページの5の1「申請者が現に所有権並びに使用及び収益を目的とする権利を有している農地の利用状況」と63ページの5の2「申請者の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況」で、それぞれ確認し、適としています。

64ページの案内図は当該地を示しております。以上の第1項第2項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

○事務局（原口事務職員） はい、会長、第6号議題、都市農地の貸借に係る事業計画の認定について。

第1項、第2項の現地の確認は糟谷委員さんをお願いしています。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（市川委員） はい、第1項、第2項、糟谷委員さん如何でしょうか。

○委員（糟谷委員） はい、2月21日に、両方とも確認に行つて参りました。両方ともトラクターで耕耘されていて、いつでも作付けを再開出来る状態で問題ありませんでした。以上です。

○議長（市川委員） はい、ありがとうございます。第1項、第2項について、他にご意見等ございますか。（「異議なし」の声）

ご意見等がないようですので、第1項、第2項は証明することといたします。

次に、9「その他」に入ります。

はじめに（1）資料ナンバー1の「生産緑地地区の制限解除について」ですが、何かありますか。（…）

なければ、（2）資料ナンバー2「2月度活動報告について」ですが、何かありますか。

1月30日に北多摩南地区農業委員会検討会がありました。2月15日には昭島において農業者大会ということで、参加された皆さまお疲れさまでした。資料ナン

バー1および、ナンバー2についてはよろしいでしょうか。(…)

次に(3)の「次回の総会開催日」ですが、3月21日、木曜日、午後2時から2階の会議室となりますのでご出席をお願いします。

次に、(4)のその他ですが、委員さんからありますか。

なければ、事務局から何かありますか。

○事務局(樫澤事務職員) はい、会長、お手元にお配りしてあります親睦会の収支報告ですが、前回能登地震に義援金を出すということで皆さんにお諮りした際に、残高はどうなのだろうという話があったので、親睦会の会計年度が8月1日から7月31日までとなっておりますので、前年度の状況と今年度の1月末までの状況をまとめてありますが、今年度をみると100,000円払っても大丈夫な金額がありましたので、振り込みをいたしました。振り込んだ控えが右下に添付してあり、100,000円と振込手数料が770円という形で処理をさせていただいております。以上です。

○事務局(原口事務職員) はい、会長、2月も残すところ僅かとなりましたので、東京都農業会議の令和6年度主要行事日程表をお渡しさせていただきました。まだ日程の変更も見込まれますが、例年参加しているような行事につきましては、ご予定を空けておいて下さるようお願いいたします。また、日程の変更がございましたら、その都度ご連絡いたします。

続きまして、以前ご賛同いただきました「くらやみまつり」PR用提灯の協賛金について、府中市観光協会より請求がございましたので、親睦会から15,000円支払いさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。

こちらにつきましては、「府中市農業委員会」の名前を入れて、京王線府中駅か南武線府中本町駅に令和6年から8年までの3年間、毎年4月中旬から5月6日まで、提灯を掲出するものとなります。

○議長(市川委員) それでは、本日の議題は全て終了となりますので、「第8回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午後2時25分閉会

